

## 令和8年度福島県地域医療構想推進支援事業仕様書（案）

### 1 委託業務名

令和8年度福島県地域医療構想推進支援事業

### 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

### 3 委託業務の目的

本業務は、地域医療構想の推進に向け、病床機能の分化・連携等を促すとともに、医療機関が抱える地域医療の課題や経営上の観点を踏まえた分析、技術的助言などを行うことにより、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

### 4 委託業務の内容

病床再編を検討する医療機関への支援業務

福島県地域医療構想をはじめとした県の医療政策の方向性を踏まえつつ、県内の医療機関を対象に、地域における将来の医療需要等を見据えた医療機関の病床機能再編等に基づく経営シミュレーションの提示及び医療機能の分化・連携に係る意識醸成を図ること。

#### (1) 病床機能再編等に向けた支援方針の検討

- ア 本事業の実施については、福島県内に本店を有する金融機関を中核とした専門家チームにて支援にあたること。
- イ 受託者は、本事業を活用した支援方針、支援内容等をイメージできる資料を、支援対象医療機関募集前に作成すること。
- ウ 受託者は、支援対象医療機関の候補を提案すること。また、選定の参考となる指標等を積極的に提案すること。
- エ 発注者が募集・選定した支援対象医療機関に対する支援方針については、受注者が支援対象医療機関とのヒアリングを実施する等により、支援対象医療機関の意向を把握し、それを踏まえて検討すること。
- オ 成果物

・イで作成した支援方針、支援内容等のイメージ資料

#### (2) 経営シミュレーションの作成等

- ア 使用するデータは、原則として、受注者が収集、分析した結果を用いること。  
なお、院内データを使用する必要があるときは、別途、受注者において支援対象医療機関と協議すること。
- イ 経営シミュレーションの作成に当たっては、地域における将来の医療需要等を見据え、医療機関が担うべき診療機能、適正規模、機能別病床区分ごとの病床数、人員配置等について分析すること。
- ウ 経営シミュレーションの作成に当たっては、検討の進捗及び内容に応じて、必要と認められる場合には複数のパターンを作成し、支援対象医療機関に対して提示すること。
- エ 経営シミュレーションは、発注者と協議の上作成すること。
- オ 成果物

・ウで作成した医療機関の病床機能再編等に基づく経営シミュレーション資料

#### (3) 機能分化・連携等に係る意識醸成を目的とした施策の企画・実施

- ア 受注者は、県内における医療機関関係者等を対象として、医療機能の分化・連携の必要性に関する理解を深めるための施策を企画・実施すること。
- イ 施策の実施に当たっては、会場の手配、当日の準備等を行うこと。また、資料、議事次第等の作成に当たっては、内容について県と丁寧に調整を重ねること。
- ウ 意識醸成の施策の内容は、専門家チームとして有する分析機能及びネットワーク等を活

用し、以下の観点を踏まえること。

- ・ 各医療機関の経営環境を踏まえた機能分化の必要性
- ・ 機能分化・連携を進めた場合の経営インパクト
- ・ 医療機関間の役割分担を前提とした持続可能な経営モデルの方向性
- ・ 参加者間の課題認識の共有及び合意形成に向けた論点整理

エ 必要に応じて、医療経営に知見を有する専門家や先進事例の実務者を講師等として招聘すること。

オ 成果物

- ・ イで作成した資料、議事次第等

## 5 実施計画書及び業務完了報告書

- (1) 契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施すること。
- (2) 業務完了に際して、発注者に成果報告を実施した上で、速やかに業務完了報告書を作成すること。

## 6 成果物の提出

受注者は、本業務に関する成果物として、次に掲げるものを契約期間内に発注者に提出すること。

- (1) 本業務に関する実績報告書 1部
- (2) 「4 委託業務の内容」の各業務の成果物を保存した電子媒体(CD-R等) 1部
- (3) 契約期間途中においても、受注者が承諾した場合は、発注者は成果物の全部又は一部を使用することができるものとする。

## 7 その他

- (1) 業務の着手・進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務により得られた成果物は、全て発注者に帰属する。
- (3) 個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (4) 疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により決定すること。